

行政改革、その他市政運営に対する意見・提言等  
( 平成29年7月19日開催 )

※意見・提言等については、提出された原文のまま記載しております。

| プランNo.   | 17 | プラン名   | 給食センターの集約化 |
|--|----|--|------------|
| 意見・提言等   |    | 市の考え方  |            |
| <p>平成28年度は食缶、コンテナの保管能力から不可能であり、減るのを待って集約を検討している。ここでは、集約してしまう給食センターは明記されていないが、それで今年度集約の方針決定してしまうのは如何と思う。</p> <p>以前から申し上げているが、豊田給食センターは、豊田村の時代から、地域の食材を地域の児童生徒に提供している団体があります。その食材は、無農薬或いは、減農薬のもので、曲がっているものなどオートメーションの中には入らなかったり、人手が必要だったりするが、「豊田の給食は美味しい」と評価を受けています。こだわった食材や、手作りであったり、作ってすぐ食べることができる給食を提供いただけることは、「杉浦さんを食の大天使」とした中野市の方向に合致していると思う。この貴重な学校給食センターをなくしてはいけない。</p> <p>また、人口減少対策として、全国の都道府県、市町村で移住等も施策としている。出生者数で、数年後の児童、生徒数を予想できるが、中野市が「全国住みよさランキング」県下トップで全国43位の記事に接し、中野市の移住等の施策に期待するとともに、余裕なく集約してしまうと、もしもの時に対応できない。ぜひとも集約を考え直し頂きたい。</p> |    | <p>これまで中野市行政改革推進委員会において3つの給食センターの集約化に向けた議論を重ね、本年度にその方針を決定することとしております。</p> <p>給食センターの現状につきましては、本年度の給食提供数は、3施設合計約4,000食であり、その数は、南部及び北部の2施設の合計提供可能数4,500食で十分対応できる数であること、集約化の組み合わせとして、豊田の施設と南部又は北部の施設とした場合、必要数を提供できないこと、また、地域食材の提供は、3施設で行っていること、給食の提供は、共同調理方式(いわゆるセンター方式)であり、施設に隣接する豊田中学校を除き給食を配送しており、その際、保温性の高い食缶を使用していること、3施設中、豊田の施設が最も古いことなどあります。</p> <p>これらの現状も踏まえ、早い時期に方針を出すこととしております。</p> <p>なお、御心配頂いております、地域食材の提供につきましては、今後も豊田地域も含めた中野市産農産物の利用に努めて参ります。</p> |            |

| プランNo.  | 19 | プラン名   | 豊田ふるさと民芸館の目的・用途の見直し |
|---|----|--|---------------------|
| 意見・提言等  |    | 市の考え方  |                     |
| 目標の「H28 に完了。」は解るが「H32 に(完了。)」とあるがどういうことか。<br>所管換えをしてその施設はどのようになるのか。 |    | 目標では、H32 年度までに見直し方針を完了としていたが、利用者が少ない民芸館をH28 年度で廃止し、高野辰之記念館の展示施設として充実させるため改修した。 |                     |

| プランNo.   | 20 | プラン名   | 帯の瀬農産物加工施設の廃止   |
|--|----|--|---|
| 意見・提言等   |    | 市の考え方  |   |
| 帯の瀬農産物加工施設は、農福連携事業に係る就労継続支援A型事業所として活用(事業者からの申出により無償譲渡)が決定しました。<br><br>この件には、様々な側面(福祉、民間協働等)がありますが、当初、施設解体から無償譲渡に変更になり、当該施設に係わる財政的な費用は、どのように変更になるのでしょうか。わかりましたら教えてください。 |    | 建物については、農福連携事業による障がい者就労継続支援A型事業所に用途変更し、建物については実施事業者に無償譲渡されました。<br><br>障がい者就労継続支援A型事業所の運営、管理経費は実施事業者が負担します。<br><br>建物の土地については、土地所有者と市で平成31年3月31日まで賃貸借契約しているが、土地所有者に転貸承認をいただき、実施事業者と市の間で賃貸借契約を締結し、土地代についても実施事業者が負担します。 | <br><br><b>年間の施設に係る運営経費</b><br>施設管理委託料 1,164,000 円 ] H28<br>土地借上料 160,860 円 ] 実績<br>その他修繕料が不要となります。<br>・施設の解体費用等が不要になります。 |

| プランNo.  | 33 | プラン名  | 豊田情報センターの目的・用途の見直し |
|---|----|---|--------------------|
| 意見・提言等  |    | 市の考え方   |                    |
| 豊田情報センターは、全国に先駆けて運用を開始したが、合併後、市の施策として、今の状況になった意味合いを含めて、また現地更新か、移設更新か、費用のこと、今後の建物の利用方法を勘案して決定頂きたい。 |    | <p>自主放送について、平成 22 年度までは市職員が豊田情報センターで制作しておりましたが、市村合併により効率的な放送や経費の削減を図るため、平成 23 年度からテレビ北信ケーブルビジョン株式会社へ委託して一體的な放送を行っております。</p> <p>現地更新か、移設更新かにつきましては、ご意見のとおり費用面や、今後の建物の利用方法等を勘案して決定していきたいと考えております。</p> |                    |

| プランNo.                                | 34 | プラン名  | 豊田農業技術研修施設の目的・用途見直し |
|---------------------------------------|----|---|---------------------|
| 意見・提言等                                |    | 市の考え方   |                     |
| 豊田農業技術研修施設は補助事業により取得した財産処分の制限期限は、いつか。 |    | <p>豊田農業技術研修施設は豊田情報センターと共に平成元年から3年にかけて、農業農村情報連絡施設として整備されたものです。</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び農林畜水産業関係補助金等交付規則によりますと、建物の処分制限期間は 50 年で平成 54 年までの期限となっています。</p> <p>ただし、経過年数が 10 年以上であり、地域活性化を図るなど、既存施設の有効活用に寄与すると認められた場合は、この限りではありません。</p> |                     |